

1, 景観検討委員会の目的

1-1 事業概要、委員会の目的

今回行う補修事業の目的は、一般国道157号犀川大橋において、老朽化対策および延命化を図るものです。補修事業において景観上特に重要となる仕上げについて、防食皮膜の剥離が散見されるため、塗膜として耐久性が高く、現在鋼橋塗装に多く用いられているフッ素樹脂塗装での塗り替えを予定しています。

したがって、本検討委員会は塗り替えの色彩の選定を行うことを目的としています。

1-2 検討対象

- 1) 犀川大橋本体の色彩
- 2) その他必要な色彩変更等、景観配慮

橋梁付属物（高欄、舗装、照明等）は現状問題が発生していないため、再塗装等補修の対象ではありません。しかし、本検討委員会で色彩等変更しなければ著しく粗悪な景観となる可能性がある場合は、その都度検討することとします。

1-3 橋梁諸元（現況）

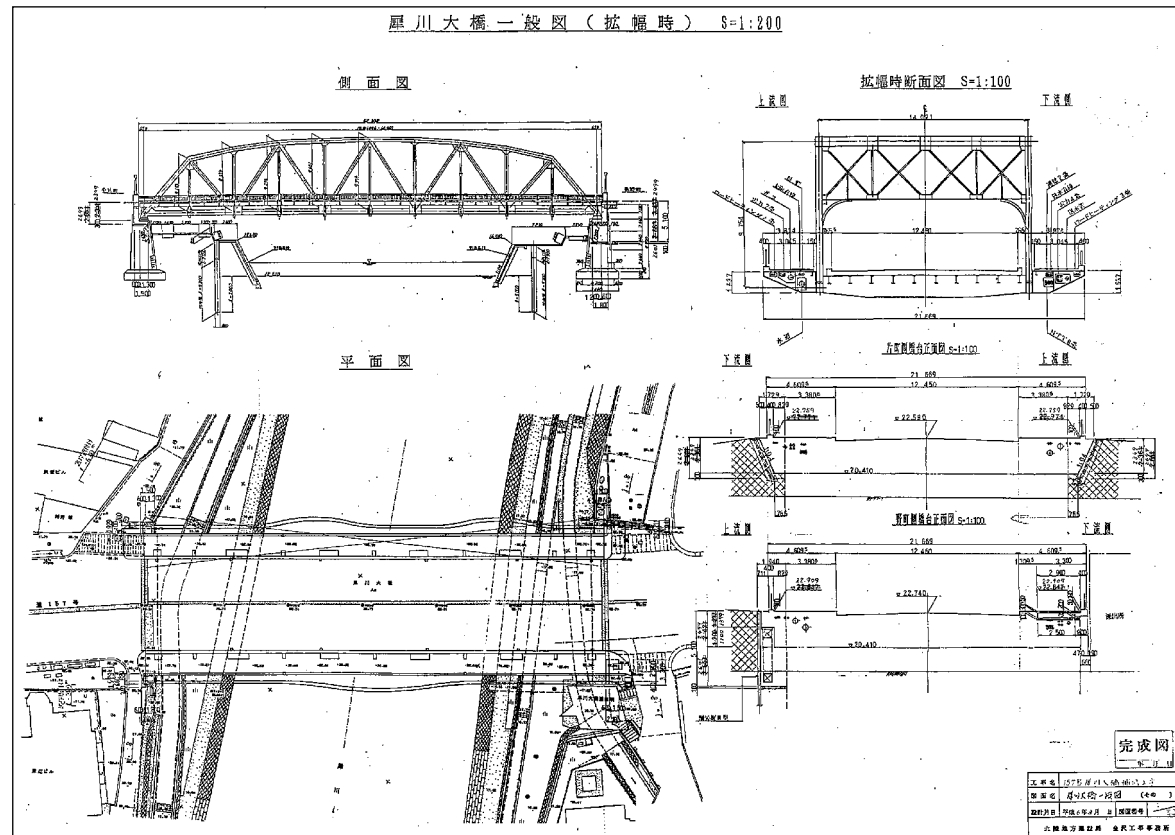
- 橋名：犀川大橋
- 架設：1924（大正13年） 築83年
- 橋長：62.308m
- 幅員：21.669 ~ 23.669m
- 上部構造：下路式単純曲弦ワーレントラス
- 下部構造：半重力式コンクリート橋台（直接基礎）
- 設計荷重：自動車荷重13t + 電車荷重32t（B活荷重対応）
- 特徴：日本最古のワーレントラスで国の登録有形文化財
照明はガス灯をイメージ、歩道は自然御影石
橋名版は架設当時の県知事が書いたもの、現在でも大切に使われている
これまで5色の色を身にまとい、現在は青系のグラデーション

登録有形文化財とは

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入された。この登録制度は、近年国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様のかつ大量の近代の建造物を中心とする文化財建造物を中心とする文化財建造物を後世に広く継承していくため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものである。

(<http://www.paw.hi-ho.ne.jp/tnkntanaka/cultural%20properties.htm> より抜粋)

犀川大橋は、本形式の道路橋としては、日本最古であることと、大きな戦火をまのがれ、今もなお市民に親しまれ続けていることから、保存価値が高いと言われています。



犀川大橋一般図

